

特集 宗教の自由と政教分離

---

# 政教分離か「歴史」「伝統」としての 宗教か

—アメリカ合衆国の教育をめぐる攻防—

---

佐藤清子<sup>1</sup>

アメリカ合衆国（以下、アメリカ）は宗教の自由を重視する政教分離国家と理解されてきた。だが近年、宗教の自由を強調する保守派のあいだから、政教分離に否定的な声もあがる。これに付随して主張されるのが、アメリカの「歴史」「伝統」としてのユダヤ・キリスト教が、公的空間において果たす役割の重要性である。

---

<sup>1</sup> さとうせいこ：東京大学人文社会系研究科助教

## 1. 宗教の自由と政教分離の緊張

### (1) 憲法と政教分離

現代のアメリカにおいて、政教分離に否定的な声があることに驚く人もいるかもしれない。アメリカが政教分離国家で、それによって宗教の自由を守っているとの理解は一般的なものである<sup>1)</sup>。だがアメリカの歴史をかえりみれば、「政教分離」と「宗教の自由」とは必ずしも一体的ではなかった。二つのあいだに潜在した緊張が新たに高まり、見えやすくなったのが現在であるともいえよう。

合衆国憲法には政教分離 (separation of church and state) という言葉そのものは登場しないということも確認しておきたい。アメリカの宗教政策を根本で規定するのは、1791年に制定された連邦憲法修正第1条 (以下、修正第1条) だ。

連邦議会は、国教を定めまたは自由な宗教活動を禁止する法律、言論または出版の自由を制限する法律、ならびに国民が平穩に集会する権利および苦痛の救済を求めて政府に請願する権利を制限する法律は、これを制定してはならない。<sup>2)</sup>

冒頭にある、「国教を定めてはならない」との条項 (国教会条項)、「自由な宗教活動を禁止してはならない」との条項 (自由活動条項)、基本的にはこの二つが、アメリカ政教関係についての憲法判断を行う最終根拠となる<sup>3)</sup>。そして、この箇所および合衆国憲法全体のどこにも、政教分離という言葉は現れない。

すなわち、政教分離は憲法の条文そのものではなくその解釈なのである。政教分離としての修正第1条解釈の歴史は長く、独立宣言起草者・第3代大統領として知られる建国父祖、トマス・ジェファソンに既にみられる。ジェファソンは地元ヴァージニア州の州立教会廃止に尽力し、修正第1条制定に影響を与えた人物でもある。1802年、ジェファソン

は書簡中で、修正第1条は「国家と教会の間に分離の壁を建てる」ものだとの解釈を示した<sup>4)</sup>。ジェファソンの「分離の壁」は、その後20世紀半ばになって、厳格な政教分離としての憲法解釈を支えるために、頻繁に引用されるようになった。例えば、公立学校での祈りの実践に違憲判決を下した1962年の連邦最高裁判決文(エンゲル対ヴィターリ)にも「分離の壁」は登場する<sup>5)</sup>。

だが、「分離の壁」解釈に対しては反発も起こった。1970年代ごろから宗教右派としてまとめ、政治に影響を与えるようになった宗教的で保守的な人々は、政教分離の厳格化が公的空間に「世俗の人間中心主義」を押しつけ、宗教の影響を過剰なまでに排除し、宗教の自由を毀損していると批判を加えてきた。アメリカが保守とリベラルのあいだの「文化戦争」で二分され、保守の一角を宗教右派が強固に支えるという状況は1990年代ごろから続く。そして政教分離についても保守とリベラルで意見が大きく分かれる。宗教右派をふくむ保守派、そして保守政党としての共和党は、政教分離はゆるめるべきだとの立場をとる傾向が強く、さらには政教分離を否定する立場の人も見受けられる。一方、リベラル派、そしてリベラル政党としての民主党は厳格な政教分離を擁護する傾向にある。現代のアメリカにおいて、「政教分離」は極めて党派的な語となってしまうといえよう。

## (2) 連邦最高裁判所の保守化と政教関係

保守とリベラルの文化戦争を背景に政教分離が問い返されるなか、近年優勢となりつつあるのは保守派の憲法解釈だ。上述のとおり、修正第1条には国教会条項と自由活動条項の二条項が含まれる。具体的な判例の紹介は後にゆずるが、近年の連邦最高裁判所は、国教会条項はよりゆるやかに、自由活動条項はより強く解釈する判決を積み重ねており、公的空間に宗教の影響が及ぶことが憲法上一層許容されるようになっていく。「分離の壁」のメタファーが代表していた厳格な分離としての解釈はすでに過去のものとなった。

憲法解釈変更を可能にしたのは、保守派による法曹人材の育成と政治

的かけひきの結果おこった、司法の保守化だ。1982年設立の法曹団体フェデラリスト協会は、保守的法曹人材ネットワークの要として機能し、数多くの「原意主義 (originalism)」的解釈を行う法律家を輩出してきた。原意主義とは、憲法が制定された際の「当初の意図 (original intent)」を、現代においても法解釈の基準とすべきとの立場だ。上述の通り、政教分離が厳格化されたのは20世紀半ば以降である。原意主義を採用する法律家たちはそれよりはるか以前の時代、アメリカ人の宗教的多様性が現代よりも小さく、キリスト教徒がほとんどだった頃の状況を参照して、宗教関連の法解釈を行うことになる<sup>6)</sup>。

加えて、原意主義の判事たちが連邦のしほりを弱く、州の独立性を強く考えることで、州単位での政教分離放棄を後押しする可能性がある。合衆国独立当初、州に対する連邦の権限は今よりもはるかに小さかった。修正第1条も連邦議会の立法を禁じるのみで、各州は独自に州立教会を制定することもできた。(但し、州立教会は19世紀前半までにすべて、各州それぞれの判断によって廃止された)。それが変化したのは南北戦争後の1868年、アメリカ連邦市民の権利を州が不当に制限できないことが連邦憲法修正第14条に明記され、さらに20世紀半ば、修正第1条の修正第14条への「組み込み (incorporation)」により、修正第1条が各州にも適用されるようになって以降のことである。

現代の原意主義の判事たちは当然修正第14条を尊重するが、組み込み適用範囲を狭く解釈し、連邦が各州をしほる力を抑制的にとらえる。2022年にはこの論理を一助として人工妊娠中絶規制が各州の権限の範囲に差し戻され、各州は独自に人工妊娠中絶の全面禁止を実施できるようになった(ドブス判決)。連邦最高裁の判事のなかでも極端な意見ではあるが、クラレンス・トーマス判事は以前から、修正第1条の国教会条項については、修正第14条への組み込みを否定する意見を表明している。すなわち、現代において州立教会を設けることも合憲との立場である<sup>7)</sup>。

フェデラリスト協会に集った保守派の法曹人材を全米の裁判官として送り込むのは政治の力だ。例えば連邦最高裁判所についていえば、9名

の判事の人選は大統領選挙や上院議員選挙の結果に左右される。判事職は終身制で、引退や死去でまれに空きが出ると、在職中の大統領が上院の承認を得て次を任命するためである。20世紀半ば以降の連邦最高裁判所は、政教分離の厳格化のほか、人種隔離撤廃や人工妊娠中絶の全米での合法化（1973–2022年）、同性婚合法化（2015年）といった、リベラル派の望む変化を実現するうえで大きな役割を果たしてきた。その状況を巻き返そうとする保守派の数十年にわたる努力のもと、判事の人事は、文化的に二極化する二大政党の争いの焦点となっていった。

そして保守派の努力は実り、共和党トランプ政権下の2020年、連邦最高裁判所は保守派判事6人・リベラル派3人という、圧倒的保守優位の状態に転じた。なお、保守派判事は6人全員がフェデラリスト協会関係者である<sup>8)</sup>。州単位での人工妊娠中絶全面禁止合憲化（2022年）、アフーマティヴ・アクション（積極的格差是正措置）違憲化（2023年）といった、保守派の望んだ判決はこうした状況下で出され、人々の生活に大きな影響をもたらしつつある。宗教関連の憲法解釈変更は、司法の保守化という、より広範な現象の一部なのだ。

### (3) アメリカの「歴史」「伝統」としてのユダヤ・キリスト教

宗教右派が求めているのは、公的空間における宗教の影響拡大にさらに許容的な政教関係だが、ひとつ懸念されるのは、その際にあらゆる種類の宗教者、そして無宗教者が平等に扱われるのかどうかという点だ。宗教右派の厳格分離批判はしばしば、彼ら自身の宗教「ユダヤ・キリスト教」を、アメリカの歴史や伝統を背負った特別なものと認めるよう求める声を伴ってきたためだ。

ユダヤ・キリスト教という言葉は、1940年代ごろから、当時のアメリカ人の主な宗教であるプロテスタント・カトリック・ユダヤを包摂する言葉として頻繁に使用されるようになった。それ以前のアメリカでは、多数派だったプロテスタントと、移民や2、3世の割合が高かった少数派のカトリック・ユダヤ教徒の間の溝は深かった。ユダヤ・キリスト教概念は、東西冷戦下にあって無宗教的共産主義に対抗するため、ア

アメリカの宗教的一体性を強調して使用されるようになったものだ。こうした状況を背景に、社会学者ロバート・ベラーも、ユダヤ・キリスト教に根差す「市民宗教」によるアメリカの統合を論じた。

だが現代において、ユダヤ・キリスト教という言葉が使われる際に意識されるのは国外ではなく、国内のリベラル派との対抗である。文化戦争状況のなか、宗教的であることはますます、保守的であることと同一視されやすくなった。一方、2000年代から増加しつつあるアメリカの無宗教者はリベラルな傾向が強い。政治の場で語られるユダヤ・キリスト教という言葉も政教分離の語同様に党派性を帯びており、リベラルに對抗する保守の響きをもつ<sup>9)</sup>。

なお、ユダヤ・キリスト教の特権的地位を強調する人々は、それを修正第1条の否定とは考えていない。保守派にとってはそれこそが憲法の正しい解釈なのだ。憲法は第一に、宗教の自由を守るためのものと理解される。そして過去の「分離の壁」解釈が公的空間から宗教を過剰に排除した結果、宗教の自由が毀損されてしまっていたので、それを変える必要があるということが主張される。そしてそれにあわせて、宗教——とくにユダヤ・キリスト教——が、アメリカの「歴史」「伝統」であることが提示される。ここから導かれるのは、憲法のもと、公的空間におけるユダヤ・キリスト教の影響拡大は肯定・奨励されるべきで、矛盾はないとの理解である<sup>10)</sup>。

連邦最高裁判所を頂点とするアメリカの司法制度はすでに、「歴史」「伝統」としてのユダヤ・キリスト教の特権的地位を認めつつある。近年の重要判例となったのが、公有地における十戒掲示をめぐる、2005年に判決が出された訴訟（ヴァン・オーデン対ペリー）だ。テキサス州会議事堂の敷地内には1961年からモーセの十戒モニュメントが建てられていたが、数十年経ってその合憲性をめぐって訴訟が起こされた。2005年の連邦最高裁判所は、十戒は宗教的なものではあるがその「歴史的意義」ゆえに、モニュメント設置を合憲と認めた<sup>11)</sup>。

この判決が出されるにあたっては、修正第1条の判断基準としてかつて有力だったレモン・テストは採用されなかった。1971年の裁判（レ

モン対カーツマン)に際して定式化されたレモン・テストは、修正第1条の国教会条項のもと、法律は「政府と宗教の過度のかかわりあい有助長しない」必要があるとするもので、政教厳格分離としての憲法解釈を支えた<sup>12)</sup>。だが、この2005年の裁判に限らず、21世紀にはいったころから、レモン・テストは用いられなくなっていき、2022年の連邦最高裁判所はついに、「本法廷はレモン・テストをずっと前に放棄していた」と明言するに至った(ケネディ対ブレマートン)。新たな判断基準として提示されたのは、「歴史的な習慣・理解を参照すること」である<sup>13)</sup>。

「歴史」「伝統」を強調する言辞は政治の場にも現れる。2016年、トランプが大統領に当選した年の共和党綱領にも、共和党は「われらの歴史と、わが国のユダヤ・キリスト教的伝統の反映として」十戒の公的展示を支持することが宣言された<sup>14)</sup>。なお、2020年のコロナ禍で共和党大会自体が不開催とされたため、きわめて異例ではあるが、2016年綱領は2020年にもそのまま再利用された。

ユダヤ・キリスト教や宗教といった包括的な語が、本音ではその中でも多数派である、キリスト教や、プロテスタントを意味して使われているように思われる場合があることにも注意したい。例えば2016年大統領選挙戦以来、トランプは白人福音派を自らの主要な支持層として認識し、「宗教の自由」のさらなる擁護と、「キリスト教国」としてのアメリカを求める彼らの声にこたえようとしてきた<sup>15)</sup>。福音派(evangelicals、音訳してエヴァンジェリカルズとも表記される)は、神学的にも文化的にも保守的なプロテスタントの一派である。政治的には宗教右派の中核をなし、共和党の岩盤支持層として選挙のたびに注目される。トランプが再度共和党代表となった2024年大統領選挙時の共和党の綱領には、ユダヤ・キリスト教の語は現れない。かわって「宗教の自由擁護」という項目中に「反キリスト教的バイアス」という語があり、「アメリカのキリスト教徒」への差別、嫌がらせ、迫害を調査するための、連邦タスクフォースを新設することが述べられている<sup>16)</sup>。「反キリスト教的バイアス」を取り払うという言葉のもと、キリスト教の特権化が進められるのではないかと疑われる。

現代のアメリカでは、その実質的中身を戦略的に曖昧化させつつ、公的空間における「宗教」「ユダヤ・キリスト教」の影響拡大が、宗教の自由として、そしてアメリカの「歴史」「伝統」の追認として肯定されるようになってきている。対する政教分離に対しては、もはや時代遅れとなった憲法解釈として、保守派からは否定的評価が与えられるようになってきている。こうした状況をふまえたうえで、次章では2020年以降の教育現場における政教関係の変化を、具体例とともにみてゆくこととする。

## 2. 2020年以降の宗教と教育

修正第1条のもと、アメリカの公立学校では特定の宗教の正しさを前提とした宗教教育はできない<sup>17)</sup>。これは現在も変わらぬ大前提である。だが宗教右派を中心に、次世代の育成には宗教が必要という声も根強く、その声が制度を変化させつつある。前半では、公立学校の外で宗教教育を子供にほどこすことが一層しやすくなりつつある状況を、後半では、アメリカの「歴史」「伝統」が強調されるなか、公立学校における宗教教育禁止もゆるやかに解釈されるようになってきている状況を扱う。

### (1) 公立学校外の宗教教育の支援拡大

#### ブレイン修正条項の死？

私立学校は、公立学校では不可能な宗教教育を子供にほどこすための第一の選択肢である。とはいえ、学費の高さは大きな障壁となる。アメリカでは長らく、宗教系私立学校への公的資金投入が政教分離違反としてタブー視されてきた。だが、近年それが変化しつつあり、公立と宗教系私立学校の間で家庭負担額の差が縮む傾向にある。

背景にあるのはやはり、憲法解釈の変化である。20世紀末以降、政府資金の拠出に際し、宗教系か非宗教系かを問わないことが修正第1条の適切な理解であるという、新たな解釈が積み重なった。さらに2017年には、グラウンド整備のための州の補助金を宗教系私立学校にも使用できるとの判決が連邦最高裁判所から出された（トリニティルター派教会

対コマー)。加えて、2020年、2022年には、州奨学金プログラムを使って子どもを宗教系私立学校に通わせることができるとの連邦最高裁判所判断がさらに二つ出された（エスピノーザ対モンタナ州歳入局、カーソン対メイキン）。

宗教系私立学校への公的資金供与拡大に際して語られるのが、「ブレイン修正条項（Blaine amendments）」の「死」だ。ブレイン修正条項とは、宗教系私立学校に対する公的資金拠出を禁じるため、各州が州憲法に独自に加えた修正条項の総称で、19世紀末の連邦議員ブレインの名前にちなむ。ブレインは1875年の連邦議会において、修正第1条をさらに修正する法案を提出し、宗教系私立学校への公的資金拠出を連邦憲法レベルで禁止しようと図った。連邦憲法修正は失敗したが、各州憲法にブレイン修正条項を加える動きが進み、複数の州で同様の効果をもつ州憲法が成立した。

以上は20世紀半ばに政教分離が厳格化する以前におこったが、「分離の壁」解釈のもと、宗教系私立学校に対する公的資金拠出禁止は一層強まった。レモン・テストも、宗教系私立学校で宗教科目以外を教えるための教員給与や教科書・教材費を、州の公的資金で賄うことの是非が争われた裁判で提示されたものだ。1971年に出されたこの時の判決では、給与や教材費の公費負担が政教の過度のかかわりをもたらすとして、憲法違反であるとの判断が下された。だが、上述の通りレモン・テストも2024年現在は使用されなくなっており、宗教系私立学校であっても公的資金供与を妨げる理由はないとの理解が一般的なものとなった。各州のブレイン修正条項を一律に違憲無効とする判決は出ていないのだが、ほぼ「死んだ」状態といわれる。

ブレイン修正条項がかりうじて生きている効果は、2023年の裁判結果にみられる（ハイル対ミシガン州）。ミシガン州憲法のブレイン修正条項（1970年制定）は、あらゆる私立学校に対する公的資金による援助を禁止している。近年、宗教系私立学校への助成を求める親たちが、この州憲法修正の目的は宗教系私立学校への公的資金拠出禁止であったことを指摘して、修正第1条違反を理由に裁判を起こした。だが2023年、

連邦控訴裁判所は、州憲法は文言上、宗教系私立学校をとくに差別的に扱うものではないことを理由に訴えを退けた。連邦最高裁判所での裁判結果見直し請願も2024年に拒否された<sup>18)</sup>。

また、宗教系私立学校に対して公的資金を拠出することが憲法上可能であるならば、もっと本格的に、公立学校制度のなかに宗教系私立学校を組み込むことも不可能ではないように思われるが、宗教系チャーター・スクールへの違憲判決というかたちで、その試みにはブレーキがかかった。チャーター・スクールとは、旧来型の公立学校のあり方を外れた個性的な学校を市民がつくり、それを公立学校の一つとして運営する制度である<sup>19)</sup>。資金面では公立学校同様のため学費がかからないが、教育面では私立学校に匹敵するような自由を享受できる。チャーター・スクールはアメリカの公立学校である以上、政教分離の観点から宗教教育は不可能、宗教系チャーター・スクールはありえないと思われてきた。だが、2023年、ブレイン修正条項を無化する判決の積み重ねをうけ、オクラホマ州教育委員会が宗教系チャーター・スクールを認可した。この学校はカトリック教会司教区が直接運営するオンライン学校である。「全米初の宗教系チャーター・スクール」には注目が集まったが、合憲性をめぐって訴訟が起こされ、2024年には州最高裁判所が違憲判決を下した<sup>20)</sup>。

なお、公立学校を避ける場合のもう一つの選択肢として、学校に通わせること自体をやめて自宅で教育をほどこすホームスクーリングも、アメリカでは大きな存在感がある。2020年、コロナ禍のもとでホームスクーリング家庭は急増し、厳しい対策が終わったあとも、アメリカ全体のホームスクーリング率はそれ以前よりも高い状態が続く。子供を自宅で学習させた親たちが、ホームスクーリング実施可能性への自信を深めたり、逆に学校での教育に失望したりしたことが原因といわれる<sup>21)</sup>。ホームスクーリング全体への追い風傾向をうけ、もともとホームスクーリングを積極的に推進してきた福音派のあいだでは、運動をさらに広げていこうという機運もみられる<sup>22)</sup>。教育行政は州単位だが全50州すべてでホームスクーリングは制度化され、手続きや規制に差はあるものの、家庭での宗教教育を阻むものは何もない。

## 活用される反カトリックの歴史と政教分離

ブレイン修正条項が死を遂げつつある現在の状況が、「ブレイン修正条項は過去の反カトリックの産物」という、歴史を参照した議論によって支えられていることにも注目したい。宗教系私立学校には公的教育資金を供与しないというかつての原則は、一見して中立的なもののように見える。しかし、かつてのアメリカでは宗教系の私立学校の大半がカトリック系学校だったことを勘案すると、見え方は違ってくるだろう。19世紀末以降成立した各州のブレイン修正条項は当時実質的に、カトリック系学校に対する公的資金投入を阻んでいたのだ。

プロテスタント国家イギリスから独立したアメリカは建国当時、プロテスタントを圧倒的多数派としていた。19世紀以降、移民によってカトリックが増加するが、公立学校にはプロテスタントの影響が強く、カトリックが積極的に私立学校を建設する大きな動機となった。カトリックは自分たちの学校への公的資金投入を求めたが、プロテスタントは反発した。当時のプロテスタントの間では、カトリックは誤った宗教であるとの否定的価値判断や、カトリックの多くが移民や2世市民であるがゆえの文化的差異に根差した反感が広く共有されていた。

法制史家フィリップ・ハンバーガーは、建国直後は必ずしも肯定的にはとらえられていなかった「政教分離」の語が、プロテスタントによって積極的に使用されるようになっていった背景には彼らの反カトリックがあったと論じる。間接的ではあれ、カトリック教会に公的資金を投じることが、ヨーロッパ的な「政教一致」への接近として否定され、かわってアメリカは「政教分離」国家であることが強調されたというのである<sup>23)</sup>。カトリックとプロテスタントの溝がうまる一方で、保守的宗教者と世俗的リベラルの溝が深まる現在、こうした歴史は、反カトリックと政教分離を結びつけ、両者を丸ごと、アメリカの宗教的不寛容の過去として葬り去るべきだとの議論を導いている。ハンバーガーの著作は連邦最高裁判所の保守派判事たちの判決文にも引用されており、政教分離を否定的にとらえる憲法判断を直接的に支えている<sup>24)</sup>。

アメリカの反カトリックの過去は否定しようもなく、それが政教分離

の必要性の議論を支えたというハンバーガーの主張にも、歴史解釈としての一定の妥当性がある。宗教的不寛容は政治的立場を問わず批判されるもので、現代のリベラル派も反カトリックは拒絶するはずだ。だが、ブレイン修正条項成立の経緯に纏わりつく反カトリックが、現代において政教分離自体の否定をも導くかどうかについては、保守とリベラルの間で大きく意見が割れるだろう。アメリカ全体が分断状態にあるまま、保守化した連邦最高裁判所はこの議論をひとつの支えに、政教分離をゆるめる判断を積み重ねている。

## (2) 公立学校内の宗教教育

公立学校の中をより宗教的に変えようという動きは2020年以降とくに急速に展開している。アメリカの教育行政は基本的には州の管轄であるため、宗教右派の影響が大きい諸州の議会が新たな法律を次々に成立させ、州内の公立学校教育を変化させつつある。レモン・テストの放棄も明言された今、「分離の壁」解釈のもとで修正第1条違反とみなされた可能性がある各州の立法も、合憲と判断される見込みがもてるというわけである。「宗教」という抽象度の高い語を用いつつ、その内実は保守的キリスト教徒の要望に答えようとするものもあれば、もっとはっきりと、ユダヤ・キリスト教の特権的地位を認めさせようとするものもある。

### 公立学校での祈りと聖書の導入

ここで、アメリカの公立学校における宗教教育について、その歴史の変遷を概観しておきたい。公立学校では宗教教育はできないという原則にはかつて、現在とは異なる理解が与えられていた。教員主導による聖書の朗読や全員での祈りが広く行われ、政教分離違反ではないと思われていたのだ。建国時のアメリカの宗教的多様性とは、プロテスタントのさまざまな諸教派の多様性だった。特定教派の教義は公立学校に持ち込めなくとも、聖書と祈りは非教派的・中立的で、公立学校にもふさわしいとの意見が強かった。(カトリックはプロテスタントの教員が教会の教導の外で子供に聖書を読ませることを問題視し、独自の私立学校建設

へと舵を切った)。道徳の基礎は神を畏れることにあり、人を育てるには聖書と祈りが必要との了解も広く共有されていた。だが1962年、63年にあいついで、公立学校でのこれらの実践には「分離の壁」解釈のもと違憲判決が出され、全米で一律に停止された（エンゲル対ヴィタリー、ペンシルヴァニア州アピントンタウンシップ学区対シェンプ）。

宗教右派は、「分離の壁」解釈のもとでは公立学校から宗教が過剰に排除され、宗教の自由が制限されていたと考え、これらの判決を覆そうと活動を続けてきた。この目標自体はいまだ達成されていないが、連邦最高裁判所の保守化を背景に、公立学校に宗教を「取り戻す」ための動きは一層進展しつつある。2022年にレモン・テストを最終的に放棄した裁判は、公立高校のフットボールコーチが試合後のフィールド上で、選手たちに呼びかけて皆で祈りを捧げていたことが発端だった。コーチの行為が憲法上保護される宗教の自由として認められ、国教会条項にも抵触しないと判断されたことは、祈りを公立学校に導入したい人々を歓喜させた。一方の批判者たちは、コーチが学生プレイヤーに及ぼす影響の大きさ、場に作用する同調圧力や強制性を懸念している。

2024年現在、注目を集めているのが公立学校の教室での十戒掲示である。1980年に一度違憲と判断されたが（ストーン対グラハム）、テキサス州会議事堂敷地内十戒の合憲判決などの新たな展開をうけ、判断が覆される可能性が見えてきたためだ。2024年、ルイジアナ州では、公立学校のすべての教室に十戒を掲示する法律を制定した。なお、法律が成立したのはルイジアナ州のみだが、テキサス、ユタ、オクラホマ州でも同様の法律が審議された<sup>25)</sup>。ルイジアナ州の法律には即座に訴訟が起こされ、2024年11月には連邦控訴審裁判所による実施の差し止め判断が出された。だが上告が続き、最終的には連邦最高裁判所で再判断が行われる可能性がある<sup>26)</sup>。

ルイジアナ州の法律制定の根拠としては、聖書や十戒がアメリカの歴史の一部だとの理解が示されている。法案には「わが州の子供の教育に十戒を含めることは、わが州、わが国の歴史、文化、伝統の一部である」との言葉もみられる<sup>27)</sup>。さらにルイジアナ州の法律成立の直後の

2024年6月、オクラホマ州では州教育長が、公立学校のカリキュラムの中に聖書と十戒の学習を取り入れるよう命じた<sup>28)</sup>。通達文書には、「聖書と十戒は、歴史上もっとも重要な書物の一つで、西洋文明の基礎である。」「聖書と十戒は、わが国の建国者たち、そして、憲法の基本原理に対して、大きな影響を与えた。」といった言葉が並ぶ<sup>29)</sup>。

近年もう一つ目立つのが、聖書やキリスト教神学を「古典」として公立の教育課程に取り込もうとする動きだ。2023年、フロリダ州では、一般的な大学入学のための学力試験に代え、古典学試験 (Classic Learning Test) の得点を用いて州立大学受験ができる制度を導入した。西洋文明の古典の理解を問う内容だがキリスト教思想の比重が高く、これまではキリスト教系大学の入試に主に利用されていたものだ<sup>30)</sup>。また、2024年にはテキサス州で新たな小学生向けリーディングプログラムが審議されているが、アメリカの「古典文学」を学ぶためとして、聖書の内容がふんだんにとりこまれていることが物議をかもしている<sup>31)</sup>。

「歴史」「伝統」もしくは「古典」としての十戒や聖書の公立学校への導入は確かに建前上、それらが宗教的に正しいことを前提としてはいない。だが、導入推進者たちは明らかにそこに宗教的真理を見出しているようにみえるし、州によっては教室内の教員・学生の大半がキリスト教徒という場合は多いだろう。導入は公立学校での宗教教育解禁と同じような実質的効果を持つ可能性がある<sup>32)</sup>。

### 公立学校チャプレンの導入

公立学校における宗教の影響を強めようという動きは、もう一つには公立学校へのチャプレン配置という形で進んでいる。チャプレンとは、教会以外の組織に奉職し、構成員の宗教的ケアにあたる職業宗教者で、キリスト教圏では長い歴史をもつ。日本ではあまりなじみのある存在ではないが、例えば病院において、心身の苦しみや死によりそう宗教者が必要とされることは比較的わかりやすいだろう<sup>33)</sup>。私立学校にもしばしばチャプレンがいる。宗教の自由が重視されるアメリカで、私立の組織に宗教者が配置されることはよくあり、問題にもなりにくい。

一方、政府関係組織がチャプレンをおく場合、とくに直接雇用する場

合には修正第1条との関係が問題となるが、アメリカにおける公務員チャプレンの歴史は憲法制定以前にさかのぼる。軍隊チャプレンはアメリカ独立戦争時に雇用が開始された。連邦議会も当初からチャプレンを任命し、現在も議会はチャプレンによる祈りではじまる。このように、チャプレンという政府機関で働く宗教者はまさにアメリカの伝統の一部として存続し、連邦最高裁判所も1983年に合憲判決を出している（マーシュ対チェンバース）<sup>34)</sup>。

そして2023年から2024年、これまでチャプレンが配置されていなかった公立学校にも、チャプレンをおく動きが複数の州で進展した。背景にあるのはやはり、公立学校という政教分離の争点の場に宗教の影響を増やそうという宗教右派の熱意だ。2023年にテキサス州で法律制定が実現したことが刺激となり、2024年にはフロリダ州でも類似の法律が成立した。また、その他13の州でも法案審議が継続中である<sup>35)</sup>。法律の詳細は州によってさまざまだが、テキサス州の場合、チャプレンは既存のスクールカウンセラーのかわりに各校が雇用することもできる。批判者の論点のひとつは、スクールカウンセラーであれば求められる資格要件などがチャプレンについては存在せず、業務に不適格な人物が送り込まれるのではないかということにある。

加えてもう一つ懸念されるのが、一見して宗教的に中立的なチャプレン配置が結果的に、その地の多数派宗教——多くの場合、キリスト教——の布教活動を支え、公立学校が布教の場となっていくのではないかということだ。軍隊のような巨大な組織では、現代アメリカ人の宗教的多様性に応じてさまざまな宗教的背景のチャプレンが雇用されるようになっているが、チャプレンがそもそも一人など少人数の場合には、そうした多様性を担保することは難しいだろう<sup>36)</sup>。

例えば常時1名おかれている連邦上院チャプレンの宗教は、アメリカの歴史的多数派がプロテスタントであるという現実を反映したものになっている。1789年以來の歴代チャプレン62名はすべてキリスト教の聖職者で、ユニテリアン派2名、カトリック1名を除き、残り59名はすべてプロテスタントである。もっとも、アメリカの場合はプロテスタ

ント内部の教派的多様性が大きな意味をもつため、特定の教派に偏らない配慮はみられる。また、2003年から在職中の現チャプレンは、比較的新興のセヴンスデー・アドヴェンティスト派として初めて選ばれた人物で、時代の変化に対応する姿勢も示されている。加えて、ゲスト・チャプレンというかたちで、非キリスト教徒をも含むさまざまな宗教者が議会開会の祈りを務めることもある<sup>37)</sup>。

このように、修正第1条のもとでなお存在する政府雇用の宗教者たちの歴史は長く、宗教的多数派の存在を暗黙の了解としつつも、多様性を認め少数派にも配慮することで、中立性を保つ努力がなされている。だが、公立学校という小規模な単位で雇用がおこなわれ、地元の宗教的多数派がはっきりしているような場合には、制度は多数派宗教に有利にはたらくことが予想される。

もっとも、すでに制度が成立している場所で、それがキリスト教に都合よくは機能していない例も見受けられる。テキサス州の場合、チャプレン配置の決定権は各学区の教育委員会にあり、実際に配置した公立学校は多くない<sup>38)</sup>。また、フロリダ州のある校区では、チャプレン配置論議がすすむなか、宗教右派に批判的な宗教団体・悪魔教寺院が、自分たちもボランティアチャプレン派遣を認めてほしいと要望をだした。宗教を平等に扱わなければならない前提のもと、悪魔教チャプレンの可能性を示し、チャプレン配置推進派のキリスト教徒をひるませることが狙いとみられる。狙いは効果を発揮し、配置決定に遅延が生じている<sup>39)</sup>。

### (3) 教育をめぐる保守—リベラルの攻防

ここまで、公立学校の教育に宗教の影響を増やそうという宗教右派の努力について紹介してきたが、この背景には、教育制度全般が保守とりベラルの文化戦争の最前線となり、激しい攻防が全国、州、そして校区単位で繰り返されているという状況がある。従来型の公立学校以外の選択肢を増やそうとする、公立学校内のカリキュラムに変化を加えようとするという二つの動きは、広く保守とりベラルの間の争点になっているのだ。

このうち、公立学校の外で自由に宗教教育をほどこす道を探る動きは、「学校選択」「親の権利」を掲げ、地元の公立学校の独占状態を批判して進められてきた、保守派の教育改革運動と軌を一にするものだ<sup>40)</sup>。政府の役割をできるだけ小さくして民間に委託し、自由競争市場のもと多様な選択肢を確保することが公益にかなうとの主張は、新自由主義的経済政策を支持するアメリカ保守の共通言語でもある。

また、公立学校に保守派が望む教育内容を入れこもうとする動きは、彼らがりベラル派のイデオロギーとみなす「ウォーク (woke、目覚めた)」教育を排除するための運動と並行している。ウォークとは、社会正義の問題に敏感であることで、リベラル派から支持されている一方、保守派からはウォーク文化こそがアメリカを破壊するとの声がある<sup>41)</sup>。特に近年、宗教右派や保守派全般の公立学校批判の矛先は、彼らが望む教育内容の欠如以上に、望ましくないと考えるウォークな内容の存在へと向けられてきた。保守派が強力な諸州では、法的な教育内容規制が進められている。

2020年春のブラック・ライヴズ・マターは、アメリカの構造的人種主義を批判するリベラル派の運動だったが、その直後から2021-2022年をピークに、保守派は「反・批判的人種理論」法律制定運動を全米各地で展開した。批判的人種理論は20世紀後半に発展した学術理論で、アメリカの諸制度の中に根本的な形で人種主義が組み込まれていることを重視し分析を行おうというものだ。2019年には、後にアメリカとして独立する英領植民地にはじめて黒人奴隷が輸入された年、1619年を起点にアメリカ史を見直す「1619プロジェクト」が、ニューヨーク・タイムズ社によって開始され影響を広げていた。保守派はこれらがりベラル派のイデオロギーで、人種間対立を煽る問題の元凶だとし、公立学校で「分裂をもたらす概念」を教えることを禁じる法律を各地で成立させた<sup>42)</sup>。一方のリベラル派は、こうした法律が人種問題を論じること自体を阻み、言論の自由を奪っていると批判している<sup>43)</sup>。

もう一つ、保守派が力を入れているのが、ジェンダーやセクシュアリティの多様性について公立学校で教えることを禁じることだ。これらは

より広範な反LGBTQ法制化運動の一部でもある。先陣を切って注目を集めたのが、2022年に成立したフロリダ州の法律、通称「ゲイとってはいけない法」である。法律の内容は多岐にわたるが、公立学校の教室内でのジェンダー・セクシュアリティ教育を3年生以下は一律に禁じる内容を含み、2023年には禁止を高校生までに拡大した<sup>44)</sup>。同様の法律は他州にも広がり、2024年3月時点で、ほかに6州がフロリダ州をモデルにした法律を成立させている<sup>45)</sup>。

アメリカの保守的宗教者の間では、神が人間を異性愛男女として創造し、人工妊娠中絶を禁じている、との理解が強い。そのため子供が学校でそれとは異なる内容に触れることに猛反発が起きている。一方、宗教と人種問題は必ずしもつながらないようにも思われるが、個人の悔い改めを重視する保守的宗教者は、政府主導の社会構造変革全般に対し懐疑的で、反宗教的共産主義イデオロギーがその背後にあるとして糾弾してきた<sup>46)</sup>。2019年にはアメリカ最大の福音派教派組織である南部バプテスト連盟が批判的人種理論否定の声明を発表するなど、保守的宗教者のネットワークのなかで反・批判的人種理論は広まっていた<sup>47)</sup>。白人福音派の間では、白人至上主義と結びついたキリスト教ナショナリズムが力を持っていることもたびたび指摘される<sup>48)</sup>。人種とジェンダー・セクシュアリティは、リベラル派と保守派のあいだの最大の争点であり、公立学校におけるその扱いをめぐる抗争において、宗教右派はやはり保守派全体を強固に支える柱として、存在感を発揮している。

#### (4) 第2次トランプ政権の教育行政

2024年11月、トランプ元大統領（共和党）とハリス副大統領（民主党）の争いとなったアメリカ大統領選挙はトランプ勝利で決着した。さらに、同時に行われた連邦議員の改選の結果、連邦議会も共和党が上下両院で多数を占めることとなった。同年夏の党大会で採択された共和党綱領第七章には、上述のような教育制度の変化をトランプと共和党が後押ししていく姿勢が示されており、その実現可能性は高くなった<sup>49)</sup>。

第七章は全9項目からなり、「2 普遍的学校選択」には全米の州に学

校選択制度を導入すること、ホームスクーリング支援を拡大することが示された。また、第6の項目名は「知識と技能」で、そこに「批判的人種理論や教条的ジェンダー教育 (Gender Indoctrination) ではなく」が添えられている。後者は本文中、「左派プロパガンダ」とも言い換えられている。「不適切な政治的教条教育」を行う学校に対して連邦政府からの資金援助を断つ方針が記された一方、第7項目では「アメリカ建国の原則と西洋文明」を教える学校の支援が表明された。第1次政権時の「1776委員会」復活もうたわれている。これはリベラル派の1619プロジェクトに対抗し、アメリカ独立の1776年を国家の起点として強調した、愛国教育を進めるための委員会である。続く「8 祈りの自由」では、学校で「祈り、聖書を読む修正第1条の権利」を守り、「アメリカの学生の宗教の自由を侵害する者に立ち向かう」とされている。最後の第9項目「教育を各州に戻す」では、首都ワシントンの教育省廃止がうたわれた。

これらは綱領上の文言であり、4年間ですべてが実現するというものでもない。教育行政における州の権限を強化すれば、リベラル派優勢の州では保守派に不利にはたらくだろう。とはいえ、第2次トランプ政権誕生は、公立学校での教育に不服な親が他の選択肢をとる追い風となり、保守派が優勢な州では、ユダヤ・キリスト教的宗教性が公立学校に導入されていく流れをさらに強めるだろう。各州の公立学校での政教分離緩和が憲法違反かどうかを最終的に判断するのは連邦最高裁判所だが、判事の顔触れはすでに第1次トランプ政権時に大きく保守優位にかたむいた。少なくとも2026年秋の中間選挙までは、連邦の行政、立法、司法の三権すべてにおいて、保守派が優勢な状況が続く。

### 3. 結び

政教分離をゆるめ、アメリカの「歴史」「伝統」としてのユダヤ・キリスト教の影響を公的空間に「取り戻す」ための動きは、2020年以降加速し、2024年の選挙結果がそれをさらに後押しすると予想される。憲法

が政教分離を定め、それによって宗教の自由が守られるという見方が保守派全般のあいだで後退しており、憲法と宗教の自由は相変わらず尊重される一方、政教分離に対しては一層風当たりが強くなっている。

最近では、政教分離に否定的な発言が、政府の主要な地位にある人々からもでている。2022年には、保守派のニール・ゴースッチ連邦最高裁判所判事が「「いわゆる」政教分離」との言葉を発したことが注目された。こうした言葉遣いは政教分離に否定的な人々に特徴的なもので、連邦最高裁判所判事によるこの発言は修正第1条の解釈変更が進む可能性を示すものとして、驚きとともに受け止められた<sup>50)</sup>。2023年には連邦下院議長としてマイク・ジョンソンが選出されたが、ジョンソンは以前から、アメリカがキリスト教国であるべきだと主張する極端な宗教団体との関係が指摘されていた。ジョンソンに一躍注目があつまった同年秋のインタビュー中、政教分離を「誤った言葉遣い (misnomer)」と述べたことは大きく報道された<sup>51)</sup>。

一般のアメリカ人の意見はどうだろうか。2024年、大統領選挙を前にピュー研究所がまとめた調査によれば、アメリカ人の55%はいまも、政府は「政教分離を施行すべき」との意見だ。一方、「政府は政教分離の施行を止めるべきだ」との意見を持つ人はアメリカ人の16%との結果である。また、同調査によれば、アメリカが公式にキリスト教を国教化すべきとの意見の割合はさらに低く、全体の13%となっている<sup>52)</sup>。アメリカで本当に政教分離を廃しキリスト教を国教化するには憲法修正までもが必要とされるはずだが、それを望む人は多いとはいえない。

とはいえ、極端な宗教国家への変化を求める少数の人々と、政教の厳格分離を支持する人々の間には、国家を支えるよき宗教としてキリスト教に期待をかける、相当の人数のアメリカ人がいる。例えば前掲調査では、政府がキリスト教の道徳的価値観を促進すべきと考える人、聖書が法律に影響を与えるべきだと考える人はそれぞれ44%、49%だった。保守的宗教者が多い州であれば、さらに高い数字がでるだろう。ここからはキリスト教特権化が少なくとも州単位において、受け入れられそうな余地がみえてくる。

「歴史」「伝統」としてのユダヤ・キリスト教」という言説はこうした変化を支えていくだろう。政教分離や諸宗教の平等もまた、アメリカの伝統として語られてきたはずだが、前者の声が大きくなるとともに後者はかき消されつつあるようにも思われる<sup>53)</sup>。ヨーロッパに比してその若さが強調されてきたアメリカではあるが、建国から250年を目の前に、その「今」はますます、過去の重みのもとに展開するようになっている。

## 付記

本稿は日本学術振興会科学研究費（若手研究23K12020「アメリカ合衆国の公共領域と宗教の研究—宗教右派の教育戦略—」）の助成をうけたものである。

## 注

- 1) アメリカ政教関係の基本については以下の拙稿を参照。「アメリカ——政教分離国家と宗教的市民」（島蘭進編『政治と宗教——統一教会問題と危機に直面する公共空間』第5章、岩波書店、2023年）、167–200頁。
- 2) 日本語訳は在日米国大使館が運営するアメリカンセンターJAPANのデータベースサイト、About the USA掲載訳を参照した。（<https://americancenterjapan.com/aboutusa/laws/2569/> 最終アクセス2024年11月22日。本論文参照ウェブページの最終アクセス日時は以下すべて同様。）
- 3) そのほか、憲法第6条3項が、公務員の宗教審査を禁じている。
- 4) ジェファソン書簡の原文は、米議会図書館の以下のウェブページで読むことができる。（<https://www.loc.gov/loc/lcib/9806/danpre.html>）  
ジェファソンの「分離の壁」をめぐる20世紀後半以降の論争については、以下の拙稿（特に第2章）を参照。佐藤清子「現代合衆国における歴史認識と信教の自由理解——キリスト教国論をめぐる」、『東京大学宗教学年報』34号、2017年）、45–60頁。また、福音派による「当初の意図」の議論については以下も参照。相川裕亮「福音派による「建国の父祖」の政治的利用——フランシス・シェーファーの世俗主義批判」、『政治思想研究』第23号、2023年5月）、268–98頁。

- 5) 連邦最高裁判所判決文は、コーネル大学法科大学院の法情報研究所などが運営する最高裁判所判決アーカイブウェブサイト、Oyezで参照することができる。“Engel v. Vitale,” Oyez, (<https://www.oyez.org/cases/1961/468>).
  - 6) フェデラリスト協会について日本語で紹介したものとして、梅川健「著書紹介 現代アメリカにおける司法の保守化とフェデラリスト協会による保守的法曹の組織化 MICHAEL AVERY & DANIELLE MCLAUGHLIN, THE FEDERALIST SOCIETY: HOW CONSERVATIVES TOOK THE LAW BACK FROM LIBERALS」(『アメリカ法』2014 (1)、2014年11月)、115-120頁。
  - 7) この意見は例えば、2005年のヴァン・オーデン対ペリーの判決文において表明されている。“Van Orden v. Perry,” Oyez, (<https://www.oyez.org/cases/2004/03-1500>).
  - 8) Harvard Gazette. “The Conservative Club that Came to Dominate the Supreme Court” March 4, 2021, (<https://news.harvard.edu/gazette/story/2021/03/in-audiobook-takeover-noah-feldman-lidia-jean-kott-explore-how-federalist-society-captured-supreme-court/>).
  - 9) 「ユダヤ・キリスト教」概念についての近年の研究として以下を挙げる。K. Healan Gaston, *Imagining Judeo-Christian America: Religion, Secularism, and the Redefinition of Democracy*, Chicago and London: University of Chicago Press, 2019.
  - 10) なお、「分離の壁」の解釈が優勢だったころにも、公的空間におけるユダヤ・キリスト教的なものが完全に排除されていたわけではない。例えば、公立学校をはじめ様々な場で唱えられる「国家忠誠の誓い」中に「神 (God) のもとのひとつの国家」という言葉がある。「神のもとの」の語は、冷戦下の1954年に新たに挿入され、憲法違反ではないかと訴訟が起こされつつも、違憲判決は出ずに現在に至る。Godは確かに、特定宗教の色合いが比較的薄い語とはいえよう。だが、godでも godsでもない、大文字ではじまる単数形のGodはやはり、ユダヤ・キリストの唯一神の観念を読み込みやすい。
  - 11) “Van Orden v. Perry” 同上。
  - 12) “Lemon v. Kurtzman,” Oyez, (<https://www.oyez.org/cases/1970/89>).
  - 13) “Kennedy v. Bremerton School District,” Oyez, (<https://www.oyez.org/cases/2021/21-418>).
- 「歴史と伝統」は、人工妊娠中絶全面禁止を可能とした2022年のドブス判決においても用いられており、近年法学分野において研究・分析が進んでいる。例えば2024年4月号のYale Law Reviewが、ドブス判決と歴史についての論考をまとめた、オンラインフォーラム特集を作成している。(<https://www.yalelawjournal.org/collection/>)

doing-history-after-dobbs-applications-implications-and-critiques-of-dobbs-historical-methodology-1).

日本語で書かれたものとしては以下の論文が、「歴史と伝統」解釈について触れている。犬塚記子「Dobbs 判決の憲法解釈——原意主義の広がり」と再定位の萌芽」（『法學政治學論究：法律・政治・社会』141号、2024年6月）、173-216頁。

- 14) 綱領は、カリフォルニア大学サンタバーバラ校の「アメリカ大統領プロジェクト」ウェブサイトで確認することができる。“2016 Republican Party Platform,” The American Presidency Project, July 18, 2016, (<https://www.presidency.ucsb.edu/documents/2016-republican-party-platform>).
- 15) “2024 Republican Party Platform,” The American Presidency Project, July 8, 2024, (<https://www.presidency.ucsb.edu/documents/2024-republican-party-platform>).
- 16) 「キリスト教国」とアメリカの宗教の自由のかかわりについては、上掲拙稿「現代合衆国における歴史認識と信教の自由理解——キリスト教国論をめぐって」、および、以下を参照。佐藤清子「宗教の自由のゆくえ——アメリカ社会思想・キリスト教」（藤永康政／松原宏之編著『いま』を考えるアメリカ史』第12章、ミネルヴァ書房、2022年）、255-273頁。
- 17) 宗教教育を論じる際、①特定の宗教・宗派の教義や儀礼を学ぶ「宗派教育＝狭義の宗教教育」、②いのちの大切さや畏敬の念など、汎宗教的価値観を涵養する「宗教情操教育」、③宗教について知識を提供する「宗教知識教育」の三分類を用いることが多い。本稿での宗教教育は基本的に①を意味するが、アメリカの状況をふまえてもう少し意味を広げ、「特定宗教の正しさを前提とした教育」として論を進める。
- 18) Shajaka Shelton, “Supreme Court Denies to Hear Challenge to Michigan School Funding Amendment,” *WLNS 6 News*, October 8, 2024, (<https://www.wlns.com/news/supreme-court-denies-to-hear-challenge-to-michigan-school-funding-amendment/>).
- 19) アメリカのチャーター・スクールについての研究書として以下を挙げる。鶴浦裕『チャーター・スクール——アメリカ公教育における独立運動』（勁草書房、2001年）。
- 20) Laura Meckler, “Okla. Catholic School Set to Become Nation’s First Religious Charter,” *Washington Post*, June 6, 2023, (<https://www.washingtonpost.com/education/2023/06/05/catholic-charter-school-oklahoma/>).
- 21) Peter Jamison et al., “Home Schooling’s Rise from Fringe to Fastest-Growing Form of Education,” *Washington Post*, October 31, 2023, (<https://www.washingtonpost.com/education/interactive/2023/homeschooling-growth-data-by-district/>).
- 22) 福音派芸能人として有名なカーク・キャメロンは、2022年に「ホームスクーリング

- 覚醒」というドキュメンタリー映像作品を制作している。キャメロンの個人ウェブページの紹介文に「学びに楽しさと信仰をとりもどす」とあるように、家族の価値を強調しつつホームスクーリングを推奨するその内容は、保守的かつ宗教的なメッセージを発する。“Homeschool Awakening,” *Kirk Cameron*, (<https://www.kirkcameron.com/homeschoolawakening>).
- 23) Philip Hamburger, *Separation of Church and State*, Cambridge, MA: Harvard University Press, 2002. ただし、歴史家のあいだからは、ハンバーガーの主張が一方的であり、政教分離は反カトリックの文脈をこえて受け入れられていたとの指摘もある。T. Jeremy Gunn, “The Separation of Church and State versus Religion in the Public Square,” in: *No Establishment of Religion: America’s Original Contribution to Religious Liberty*, ed. T. Jeremy Gunn and John Witte, New York: Oxford University Press, 2012, pp. 15–44.
- 24) この点については既発表拙著でも言及した。佐藤清子『宗教の自由と不寛容のアメリカ史——一九世紀の反カトリックとプロテスタント』東京大学出版会、2024年、243–244頁。
- 25) Sara Cline, “New Law Requires All Louisiana Public School Classrooms to Display the Ten Commandments,” *AP News*, June 19, 2024, (<https://apnews.com/article/louisiana-ten-commandments-displayed-classrooms-571a2447906f7bbd5a166d53db005a62>) ; Bernd Debusmann Jr., “Oklahoma Orders Schools to Teach the Bible ‘Immediately,’” *BBC*, June 28, 2024, (<https://www.bbc.com/news/articles/cjk35vv2ryjo>).
- 26) Kevin McGill, “Court Ruling Stops Louisiana from Requiring Ten Commandments in Classrooms for Now,” *AP News*, November 20, 2024, (<https://apnews.com/article/louisiana-schools-ten-commandments-cf59c57adfa049111c67a6cda1efb796>).
- 27) 法律本文は以下で参照できる。“Louisiana HB71,” *LegiScan*, (<https://legiscan.com/LA/text/HB71/id/3011130>).
- 28) Alaa Elassar, “Oklahoma State Superintendent Announces All Schools Must Incorporate the Bible and the Ten Commandments in Curriculums,” *CNN*, June 27, 2024, (<https://www.cnn.com/2024/06/27/us/oklahoma-schools-bible-curriculum/index.html>).
- 29) Ryan Walters, “Memorandum to Oklahoma Superintendents from Ryan Walters, State Superintendent of Public Instruction, Immediate Implementation of Foundational Texts in Curriculum,” June 27, 2024, (<https://nondoc.com/wp->

- content/uploads/2024/06/Immediate-Implementation-of-Foundational-Texts-in-Curriculum.pdf).
- 30) Juliana Kim, “What to Know about Florida’s ‘classic’ Alternative to the SAT,” *NPR*, September 11, 2023, (<https://www.npr.org/2023/09/10/1198638538/what-to-know-classic-learning-test-florida-sat-act-colleges>).
  - 31) Linda Jacobson, “Exclusive: Texas Seeks to Inject Bible Stories into Elementary School Reading,” *The 74*, May 29, 2024, (<https://www.the74million.org/article/exclusive-texas-seeks-to-inject-bible-stories-into-elementary-school-reading-program/>).
  - 32) 2024年7月には、アメリカ歴史協会 (American Historical Association) が、オクラホマの教育長命令に対する批判の声明文を発表した。その焦点は、キリスト教の影響を極端に強調した歴史理解があまりに一面的であることに置かれている。“AHA Statement on Oklahoma Mandate for Religious Content in Public Schools,” ([https://www.historians.org/news/aha-statement-on-oklahoma-mandate-for-religious-content-in-public-schools/?\\_zs=W3Xma&\\_zl=QXP94](https://www.historians.org/news/aha-statement-on-oklahoma-mandate-for-religious-content-in-public-schools/?_zs=W3Xma&_zl=QXP94)).
  - 33) 病院チャプレンについては、日本では「臨床宗教師」の育成が行われている。
  - 34) “Marsh v. Chambers,” Oyez, (<https://www.oyez.org/cases/1982/82-23>) アメリカのチャプレンと政教分離を扱った書籍として以下を挙げる。Winnifred Fallers Sullivan, *A Ministry of Presence: Chaplaincy, Spiritual Care, and the Law*, Chicago: The University of Chicago Press, 2014.
  - 35) 各州の状況は、人権団体 ACLU によるブログ記事を参照した。Heather L. Weaver, “Why Allowing Chaplains in Public Schools Harms Students.” *American Civil Liberties Union*, March 15, 2024, (<https://www.aclu.org/news/religious-liberty/why-allowing-chaplains-in-public-schools-harms-students>).
  - 36) 一見中立的な政教分離の緩和が実質的に多数派優遇として機能するとの論点は、ミシガン州立大学ロー・カレッジのフランク・S・ラヴィッチ教授によるセミナーにおいて提示された。セミナー概要を紹介した拙稿を以下に示す。佐藤清子「CPASセミナー・シンポジウム参加記 2022年4月28日開催 Privileging Dominant Religion at the Expense of Religious Minorities and Dissenters: The U. S. Supreme Court’s Narrowing of Separation of Church and State and Expansion of Fee Exercise and Church Autonomy」(『アメリカ太平洋研究』Vol. 23、2023年)、113-114頁。
  - 37) “About the Senate Chaplain” *U.S. Senate*, (<https://www.senate.gov/about/officers-staff/chaplain.htm>).
  - 38) “Texas Schools Say ‘No’ to Chaplain Counselors,” *Texas AFT*, March 8, 2024,

(<https://www.texasaft.org/uncategorized/texas-schools-say-no-to-chaplain-counselors/>).

- 39) Douglas Soule, “Florida School Board Pauses Chaplain Plans Following Interest from ‘Ministers of Satan.’” *Tallahassee Democrat*. Accessed September 18, 2024. (<https://www.tallahassee.com/story/news/politics/2024/08/16/florida-school-board-pauses-chaplain-plan-after-satanic-temple-support/74810925007/>).
- 悪魔教寺院が SNS (X) で発表した声明文は以下で参照できる。([https://x.com/satanic\\_temple\\_/status/1823467789086077091?ref\\_src=twsrc%5Etfw%7Ctwcamp%5Etweetembed%7Ctwterm%5E1823467789086077091%7Ctwgr%5E335d70f11b999d13361dbe52cc20fc365f53fe92%7Ctwcon%5Es1\\_&ref\\_url=https%3A%2F%2Fwww.tallahassee.com%2Fstory%2Fnews%2Fpolitics%2F2024%2F08%2F16%2Fflorida-school-board-pauses-chaplain-plan-after-satanic-temple-support%2F74810925007%2F](https://x.com/satanic_temple_/status/1823467789086077091?ref_src=twsrc%5Etfw%7Ctwcamp%5Etweetembed%7Ctwterm%5E1823467789086077091%7Ctwgr%5E335d70f11b999d13361dbe52cc20fc365f53fe92%7Ctwcon%5Es1_&ref_url=https%3A%2F%2Fwww.tallahassee.com%2Fstory%2Fnews%2Fpolitics%2F2024%2F08%2F16%2Fflorida-school-board-pauses-chaplain-plan-after-satanic-temple-support%2F74810925007%2F)).
- 40) この問題について触れた拙稿として以下を挙げる。佐藤清子「進化論教育をめぐるアメリカの現在——自由、選択と「公」からの離脱」(『福音と世界』2022年6月号、2022年)、24–29頁。
- 41) この語を取り巻く状況については、渡辺靖『アメリカとは何か：自画像と世界観をめぐる相剋』(岩波書店、2022年)、68–73頁。渡辺もいうように、日本語の「意識高い系」と似た語感の言葉である。
- 42) この言葉は2020年秋にトランプ大統領が発した大統領令「人種・性のステレオタイプ化対抗大統領令」にあり、反批判的人種理論法制化運動に際し活用されていった。“Executive Order on Combating Race and Sex Stereotyping,” *The White House*, September 22, 2020, (<https://trumpwhitehouse.archives.gov/presidential-actions/executive-order-combating-race-sex-stereotyping/>).
- 43) カルフォルニア大学ロサンゼルス校法学部が、反批判的人種理論法制定をトラッキングしている。“CRT Forward Tracking Project,” (<https://crtforward.law.ucla.edu>).
- 44) 但し、2024年には法的合意が成立し、正規の授業時間でなければ学校内での議論が可能なが明確化された。The Associated Press, “Florida Teachers Can Discuss LGBTQ Topics under ‘Don’t Say Gay’ Law, Settlement Says.” *NPR*, March 11, 2024, (<https://www.npr.org/2024/03/11/1237730819/florida-dont-say-gay-law-settlement-lgbtq>).
- 45) Kim Chandler, “Don’t Say Gay’ Law Would Be Expanded to All Alabama Public School Grades under Proposal.” *AP News*, March 21, 2024, (<https://apnews.com/article/alabama-legislature-dont-say-gay-a47776faa10ce8b1126f3be8fd00e681>).

- 46) 参考書として以下を挙げる。Kevin Michael Kruse, *One Nation under God: How Corporate America Invented Christian America*, New York: Basic Books, 2015.
- 47) 拙発表「批判的人種理論に対するアメリカ宗教界の反応」(日本宗教学会第81回学術大会、2023年)。要旨を以下に掲載。『宗教研究』96巻別冊、2023年、271-272頁。  
([https://jpars.org/data/files/separate\\_volume/vol\\_96.pdf](https://jpars.org/data/files/separate_volume/vol_96.pdf))
- 48) 2021年1月、直前の大統領選挙で敗北したトランプの支持者の一部が結果を受け入れず、連邦議事堂襲撃事件が起こった。その際、襲撃者のなかにキリスト教的物品(十字架や旗、聖書)を持ち込んだ人々がいたことが注目され、現代における「キリスト教ナショナリズム」への関心が一段と高まった。関連書籍も多数出版されているが、代表的学術書として以下を挙げる。Philip S. Gorski, Samuel L. Perry, and Jemar Tisby, *The Flag and the Cross: White Christian Nationalism and the Threat to American Democracy*, New York: Oxford University Press, 2022.
- 49) “2024 Republican Party Platform,” 同上。
- 50) Steve Benen, “Gorsuch Derides the ‘so-Called’ Separation of Church and State.” MSNBC.com, January 21, 2022, (<https://www.msnbc.com/rachel-maddow-show/maddowblog/gorsuch-derides-so-called-separation-church-state-n1287809>).
- 51) Ed Pilkington, “Speaker Mike Johnson Calls Separation of Church and State ‘a Misnomer.’” *The Guardian*, November 15, 2023, (<https://www.theguardian.com/us-news/2023/nov/15/mike-johnson-separation-church-state-misnomer>).
- 52) Michael Rotolo, Gregory A. Smith and Jonathan Evans, “3. Christianity’s Place in Politics, and ‘Christian Nationalism.’” *Pew Research Center*, March 15, 2024, (<https://www.pewresearch.org/religion/2024/03/15/christianitys-place-in-politics-and-christian-nationalism/>).
- 53) 2018年の拙稿においては、アメリカの「伝統」としての宗教的多様性を論じた。佐藤清子「アメリカの「伝統」の新たな挑戦——多様な宗教・非宗教の共存」(藤原聖子編『世俗化後のグローバル宗教事情』(いま宗教に向きあう3)第12章、岩波書店、2018年)、244-258頁。